

サービス産業の 活性化・生産性向上について

平成27年4月15日



厚生労働省

サービス産業の活性化・生産性向上

- 急速な少子高齢化の進展により医療・介護等のニーズの増大とそれを担う人材の不足が懸念されており、生産性の向上が求められる。また、経済の成長のためにはサービス産業の労働生産性を高めることが不可欠。
- 厚生労働省は医療・介護・保育など様々な分野のサービス産業を所管しており、それぞれの分野ごとに、①人材の確保と質の向上、②ITやロボットなど先進的な技術の活用、③サービスの質の向上等、その特性を踏まえた施策を講ずることで、各分野の活性化・生産性向上を図っていく。
 - 人材の確保と質の向上
 - ・ チーム医療の推進、医療機関の勤務環境の改善
 - ・ 介護サービス需要拡大に対応できる人材の量的確保、専門性の強化と機能分化
 - ・ 「保育士確保プラン」の推進
 - 先進的な技術の活用
 - ・ 医療・介護・健康分野におけるIT活用
 - ・ 介護ロボットの開発・実用化支援
 - サービスの質の向上
 - ・ 地域における質が高く効率的な医療提供体制の構築（地域医療構想、地域医療連携推進法人）
 - ・ レセプト情報等の利活用の促進
 - ・ 第三者評価の受審促進
- また、旅館業、理美容業、クリーニング業、飲食業など生活衛生同業組合等を活用したサービス産業の幅広い活性化・生産性の向上に向け、関係振興指針の改正時に、必要な事項を盛り込むこととする。

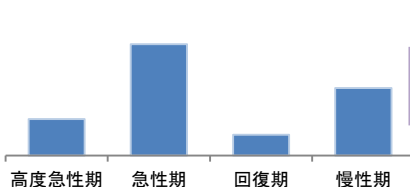
医療分野の活性化・生産性向上

【目標】 病床の機能分化・連携を推進し、限られた医療資源を有効に活用し、質が高く効率的な医療提供体制を構築する。

○地域医療構想の策定・実現に向けた取組

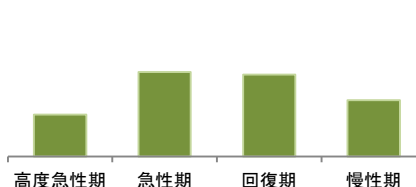
- ・ 本年4月以降、都道府県は構想区域ごとに2025年の各医療機能の医療需要及び病床数の必要量を含む地域医療構想を策定を開始し、地域において質が高く効率的な医療提供体制を構築する。
- ・ また、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための新たな選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。

【現状の医療機能別の病床数】



※病床機能報告制度による報告された病床数を基に作成

【将来の医療機能別の病床数(イメージ)】



「高度急性期から回復期・慢性期・在宅医療までバランスのとれた医療提供体制」

地域医療構想による病床の機能分化・連携

○チーム医療の推進

多種多様な医療関係職種が、各々の高い専門性を前提とし、業務分担や連携・補完をし合い、患者の状況に的確に対応した医療の提供を行う。

○勤務環境の改善

各医療機関のPDCAサイクルを活用した計画的な勤務環境改善の取組を促進する。また、医療勤務環境改善支援センターを各都道府県に整備する。

○医療分野におけるIT活用

IT化、情報化により医療サービスの質の向上や効率化を実現。

地域の医療情報ネットワークの構築推進

- ・ 医療機関の間で患者の診療情報をITを利用して連携し、患者の状況に応じたサービス提供を可能とする地域の取組を支援。
- ・ 診療情報連携のための標準的な形式やコードを普及。

※地域のネットワークの例

さどひまわりネット(佐渡島)
治療や調剤の情報等を病院、診療所や介護施設の間で連携
※ 施設数 75(平成27年4月)

あじさいネット(長崎県)
県を広くカバーする連携
※ 施設数 244(平成27年4月)



レセプト情報等の利活用の促進

- ・ 医療政策や医療の質の向上のためにレセプトや健診情報等のナショナルデータベース(NDB)の利活用を推進。
- ・ オンサイトリサーチセンターの開設により、自らセキュリティ環境を構築することが難しい研究者にも、NDBデータ等の利用機会を拡大。
- ・ 研究者等に限っていたNDBデータの提供を民間にも拡大することについて、具体的な方法等を有識者会議において検討中。

※NDBには、約91億件のデータを収載(平成27年3月時点)

医療等分野における番号の検討

医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方について、マイナンバー制度のインフラを活用した情報連携の仕組みを検討。

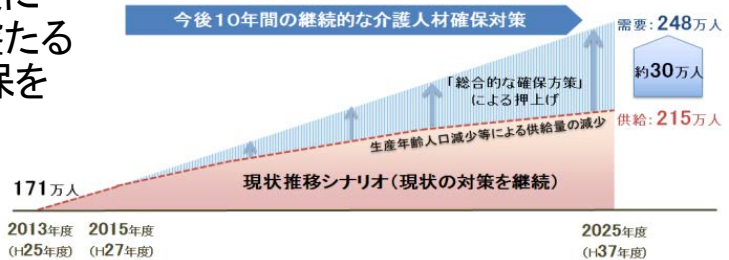
介護分野の活性化・生産性向上

【目標】「地域包括ケアシステム」の構築を通じて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを可能とする。

○持続的な人材確保サイクルの確立

介護人材の需給推計に基づき地域の実情に応じた取組を促進し、福祉人材センターの機能強化等を行う。

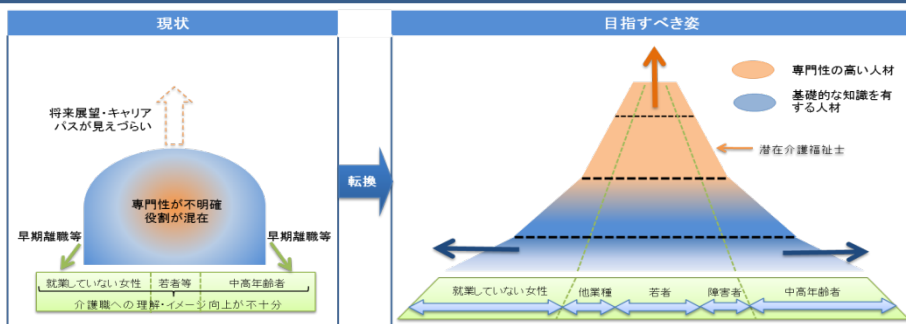
サービス需要拡大に対応するための基盤たる介護人材の量的確保を進める。



○人的資源の質の向上と効果的な活用

介護福祉士の資格取得方法の一元化の推進を図るとともに、効果的・効率的なチームケアのため、求められる機能や役割に応じて人材を類型化し、専門性の強化と機能分化を進める。

- ① 2025年に必要な人材量の達成が見込める水準まで人材確保を進展させる。
- ② 介護人材の機能分化の具体的な方策の実施を図る。



○介護ロボットの開発・実用化支援

高齢者の自立支援や介護者の負担軽減の観点からニーズが高い分野について、重点的に介護ロボットの開発・実用化を支援する。

重点開発分野(例)



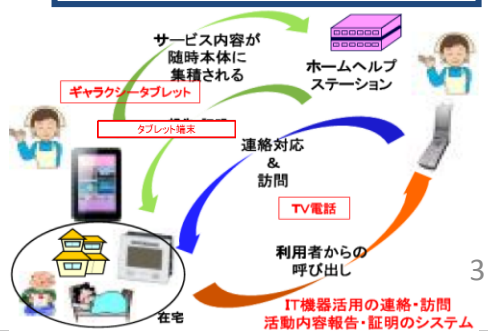
ロボット新戦略

2020年までに、移動介助等に介護ロボットを用いることで、介護者が腰痛を引き起こすハイリスク機会をゼロにすることを目指す。

○IT活用の普及促進

ITを活用した介護従事者の事務負担軽減や利用者情報の共有にかかるベストプラクティスを普及促進する。

IT活用のベストプラクティス(例)



保育分野の活性化・生産性向上

【目標】 保育士の確保と資質の向上を図るとともに、第三者評価の受審促進等を通じ、質の高い保育の提供体制を構築する。

○保育士の確保と資質の向上

「保育士確保プラン」に基づき、保育士の確保を進めるとともに、その資質の向上を図る。

- ・地域限定保育士制度の創設による保育士試験の年2回実施の推進等、新たな取組による保育士確保
- ・研修受講時の代替職員の雇上費の支援、自治体等が行う研修の受講促進等を通じた、資質の向上

○多様な受け皿、担い手の確保

小規模保育などの多様な受け皿の確保や、「子育て支援員」研修制度の推進等に努める。

- ・子ども・子育て支援新制度の下、小規模保育や家庭的保育等を新たに認可事業として創設。
- ・子育て経験者等の活躍を推進する「子育て支援員」研修制度を創設。また、保育士資格取得支援を実施。

●認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図る。



○第三者評価の受審促進

平成31年度末までに全ての事業者において第三者評価の受審・公表が行われることを目指し、受審を促進する。

- ・受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審費用の補助
- ・第三者評価に関するガイドラインを改訂し、質の高い第三者評価を推進

○保育士の業務負担の軽減

好事例の普及啓発等により、保育士の業務負担の軽減を進め、保育士が保育に集中できる環境確保につなげる。

- ・「周辺業務の外部委託」「短時間勤務制度の導入」などの事例を集めた事例集を策定し、普及啓発
- ・第三者評価に関するガイドラインにIT利活用を位置付け、保育所業務の実効性を高める取組を促進